

やってみませんか？

Myじんけん宣言！

Declaration of Human Rights

Myじんけん宣言とは

企業等が人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す法務省のプロジェクトです。

Myじんけん宣言をするメリット

Myじんけん宣言することで、企業等の人権取組を企業等の内外に表明することができます。

「人権」は誰にとっても身近で大切なものです。企業等が人権尊重の重要性を理解し人権課題に取り組むことは、誰もが人権を尊重し合う社会の実現に繋がります。

Myじんけん宣言の方法

人権ライブラリー(<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/>)内の「Myじんけん宣言」特設サイトにおいて、必要事項及び宣言の内容を入力することで宣言ができます！宣言の内容は自由です！

宣言内容を記載したファイルやその宣言を行った代表の方の写真、企業等のロゴやHPの人権取組ページのURLも掲載することが可能です。また、企業等のHPに「Myじんけん宣言」を行った旨掲載していただいても差し支えありません。

宣言の方法や人権への取組について、法務局がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先：仙台法務局人権擁護部第一課

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号仙台第3法務総合庁舎

☎ 022-225-5739

人権イメージキャラクター
人K E N まもる君



人権イメージキャラクター
人K E N あゆみちゃん



～仙台法務局からのお知らせ～

企業における人権研修への 講師派遣のご案内

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

近年、企業の「ビジネスと人権」への対応が注目されています。

国内では、令和2年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)が、令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が公表され、企業には人権に関する取組が求められています。

企業における人権研修の重要性

経営陣や従業員の人権に関する知識・理解が不足している場合、職場におけるハラスメントや差別などの人権侵害が起きるリスクが高まります。

企業活動の中で発生する人権問題は、個人の人権を侵害するだけでなく、職場環境の悪化や生産性の低下、企業イメージの悪化などにもつながるおそれがあります。

そのため、企業には、従業員等が人権に関する一定の知識を習得できるよう教育・研修を行うことが求められています。

法務局がお手伝いします

仙台法務局では、企業等からの要望に応じて、**人権研修を無料で実施しています(オンラインでの実施も可能です。)**

また、啓発冊子の配布・研修教材の貸出、人権相談対応、Myじんけん宣言の紹介等「ビジネスと人権」に取り組む企業等を支援する取組も行っていますので、是非ご活用ください。

詳しくは、以下の問合せ先までお気軽に連絡ください。

お問合せ先：仙台法務局人権擁護部第一課

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号仙台第3法務総合庁舎

☎ 022-225-5739

人権擁護委員制度
広報キャラクターたばみん

